

指標 16.7.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関（(a) 議会、(b) 公共サービス及び (c) 司法を含む。）における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合

ターゲット 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

(a) 国会議員（性別）

定義及び根拠

○ 定義

指標 16.7.1 (a) : 国会（衆議院及び参議院の合計）における役職（議長、副議長、常任委員長、特別委員長の合計）に占める女性議員の割合

○ 概念

国会は、衆議院と参議院の二院制からなる立法府

○ 根拠及び解釈

指標 16.7.1 (a) : 国会における役職に占める女性の参画状況を示す。

データソース及び収集方法

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

指標 16.7.1 (a) : 女性役職数 ÷ 役職総数 × 100

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

指標 16.7.1 (a) : 国会における役職に占める女性の割合については、衆議院、参議院の別に集計している。

参考

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/statistics-index.html>

データ提供府省

内閣府

関連政策府省

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、人事院

担当国際機関

列国議会同盟